

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和6年2月20日(火)
開会 午前10時
閉会 午前10時57分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)須藤智子
(委員)谷平敬子、大野慎治、木村冬樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 関戸郁文議長、片岡健一郎副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員
- 7 説明員 行政課長 佐野剛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 9 委員長あいさつ
- 10 議長あいさつ
- 11 協議事項
- (1) 3月定例会について
- ①議案の上程について
- 行政課長：資料に基づき説明
- 議案の内訳として、先議の一般会計補正予算1件、人事案件4件、条例制定1件、条例一部改正17件、条例の廃止1件、令和5年度補正予算4件、新年度予算7件の計35件の付議事件と確認した。
- 【質疑】
- 質疑なし
- ②会期の確認について
- 議会事務局統括主査：資料に基づき説明
- 会期(案)のとおり議会に諮るものと決した。今定例会の会議録署名議員は、議席番号順に須藤議員及び井上議員であることを確認した。
- 【質疑】
- 大野議員：3月定例会中の全員協議会の予定はいつか。
- 行政課長：執行機関としては3月21日を希望する。
- 各委員：異議なし。
- 梅村委員長：異議もないようである。3月定例会中の全員協議会を3月21日午前10時開催の予定とする。議会基本条例推進協議会も同日午後に予定されると思われる。議会広報委員会の開催予定はよろしいか。
- 大野委員(議会広報委員会委員長)：今後、各委員と相談しながら決めていき

たい。

③議案精読時間について

議会事務局統括主査：本会議初日の先議である議案第1号の提案説明後と人事案件である議案第2号から第5号までの提案説明後の計2回の議案精読である。

いずれも5分間から10分間の精読時間を設けるものと決した。

【質疑】

質疑なし

④代表質問の発言順位について

議会事務局統括主査：全会派（4会派）から質問者が通告されていることを報告する。

発言順位は、申合せにより、創政会（須藤智子議員）・日本共産党岩倉市議団（榎谷規子議員）・自由クラブ（大野慎治議員）・公明党（鬼頭博和議員）の順に決した。

【質疑】

質疑なし

⑤本会議での写真撮影について

施政方針に対する代表質問の際に慣例により質問者の写真撮影を行うことに決した。

【質疑】

谷平委員：マスクの着用はどうしたらよいか。

梅村委員長：個人の判断に委ねる。

大野委員：個人的にこの写真撮影は必要であろうかと考える。議会だよりにその写真を使用していない議員もある。

梅村委員長：各議員の想いはあるようだが、今回は従来通り写真撮影を行うことで進めていきたい。

⑥特別委員会の設置について

議会事務局統括主査：この1年間の議会基本条例の検証のため、議会基本条例検証特別委員会の設置について協議いただきたい。

会期（案）のとおり、議事日程本会議議案質疑の次の日程として特別委員会の設置を予定し、議会基本条例の検証のため全議員で構成する議会基本条例検証特別委員会を設置するものと決した。

【質疑】

質疑なし

⑦一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

一般質問の通告が議員 9 名から提出されたことを確認した。

3 月 7 日（木）は議員 5 名が、3 月 8 日（金）は議員 4 名が質問を行うものと決し、その後のくじにより質問の順序は次のとおりと決した。

（一般質問）

3 月 7 日（木）木村議員、日比野議員、梅村議員、水野議員、伊藤議員

3 月 8 日（金）谷平議員、堀江議員、塚崎議員、井上議員

【質疑】

質疑なし

⑧令和 6 年度一般会計予算の本会議質疑区分表について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおりの本会議質疑区分と決した。

【質疑】

質疑なし

⑨請願及び陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

3 月定例会で取り扱うべき請願又は陳情の提出期限は本会議初日（2 月 26 日）午後 5 時であることを確認し、現時点で資料のとおり 3 件の陳情が提出されていることを確認した。また、陳情第 3 号は陳情者から意見陳述の申出があることを確認した。

陳情第 1 号及び第 2 号は厚生・文教常任委員会へ、陳情第 3 号は総務・産業建設常任委員会へ送付することに決した。また、陳情第 3 号添付資料は陳情書と共に陳情等文書表に挟み込むものと決し、傍聴用も含めカラー印刷とすることに決した。

【質疑】

木村委員：第 3 号は陳情という形で議会に提出されているが、この話は執行機関に伝わっているのか。

関戸議長：市にも持って行っている。

大野委員：教育委員会学校教育課に提出されたと聞き及んでいる。事業としては教育委員会ではなく、市の協働安全課ではないか。

木村委員：北小学校区のみ要望だが。PTA 連合会としてはどのようにこれを捉えているのか。

大野委員：PTA 連合会からの要望は過去にもあったが、今回はひとつの校区のみの陳情であるが。

梅村委員長：一学校の予算で解決していくことはあり得るか。

行政課長：それはないと思われる。現段階で市の協働安全課所管予算になる。

通学路の整備となると考えられなくもないが。

梅村委員長：添付資料の印刷方法であるが、通常時、傍聴用の資料はどれくらい用意するか。

議会事務局統括主査：20部は用意している。

梅村委員長：陳情第3号の資料はモノクロ印刷ではわかりづらくなるので、傍聴者用も含め全てカラー印刷としたい。

議会事務局統括主査：請願・陳情の提出期限である3月定例会初日午後5時まで時間がある。つい先日、陳情提出に関してのお尋ねがあったので、提出が予想される。定例会初日に先議議案に係る議会運営委員会が予定されるので、請願・陳情の今後の提出があったならば、そこでお示ししていきたい。

梅村委員長：陳情は今後の提出があるかもしれないようだが、請願について何か聞いているか。

議会事務局統括主査：事務局は聞いていない。

木村委員：陳情第1号や第2号は例年提出される陳情と思うが介護報酬等の引き上げに関する陳情であるならばこの時期ではなく、9月定例会に向けたタイミングでないと国に実現を求めていくには少し遅いかと思われる。意見である。

⑩その他

(議案第1号の委員会付託の有無について)

大野委員：本会議初日の先議である議案第1号について、委員会付託するのか。国の施策でもあり、このような議案の審査は最近でも質疑が少ないため委員会付託省略を提案したい。

木村委員：3月定例会の協議をここまで進めてきて、このタイミングで会期を見直す提案はどうか。

梅村委員長：コロナ禍を理由に委員会付託を省略したこともあったが、現段階での委員会付託省略はどうか。

須藤副委員長：本来は委員会を開催しないといけない。

大野委員：同じような内容の事業が続いている。

木村委員：給付金としては同じであっても制度としては少しずつでも変更がなされている。

須藤副委員長：委員会を開催してしっかり審査していきたい。

梅村委員長：予定通り議案を委員会に付託して審査するものとする。

(積算内訳書について)

議会事務局統括主査：新年度予算の審議は改選後初めてとなる。4日間の財務常任委員会で議案審査いただくこととなるが、その際の審査資料として積算内訳書がある。これは申出によりデータや紙媒体で各議員にお渡ししているが、初当選された議員は初めての審議となるので、この場でご紹介させていただいた。なお、紙媒体は政務活動費を使用させていただくのでご承知おきいただきたい。

梅村委員長：データによる受け渡しも申出によるところか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

（こどもまんなか応援サポーター宣言について）

関戸議長：「こどもまんなか応援サポーター宣言」という文書を本会議初日に議席配付したいという申出が執行機関からあった。配付について協議いただきたい。

大野委員：全員協議会で説明があった件のようだ。

梅村委員長：なぜ本会議場の議席に配付したいのかわからない。議案の審議に関係するのか。

関戸議長：市長からの要望である。

梅村委員長：どんな意図の宣言であるか。

木村委員：各議員のレターケースへ配付で良いのではないか。

関戸議長：市長の施政方針の参考資料のようだ。

木村委員：そのような理由であれば議場配付で良いかと考える。

梅村委員長：施政方針の参考資料という位置づけで初日に予め議席に配付するものとする。

（一般質問の各議員の予定開始時刻について）

議会事務局長：12月開催の議会基本条例推進協議会で協議いただいたが、一般質問の各議員の予定開始時間についてである。傍聴者に向けてホームページや議場等でお知らせしていきたい。

須藤副委員長：お知らせを始める意図は。

議会事務局長：開始時刻をしばしば尋ねられるからである。

大野委員：しっかりとした時間は、午前と午後の最初の質問開始時刻しかはっきりしない。

梅村委員長：各議員におおよその予定時間を確認しておいて開始時間に反映させるのか。

議会事務局長：基本的には開始の10時、11時、午後は13時10分、14時10分開始という時間割で、「開始時間は前後する」という一文を入れたい。

梅村委員長：各議員の一般質問予定開始時刻について、お知らせをお願いします。

(2) 岩倉市議会反問の実施に関する要綱（案）について

梅村委員長：資料が配付されているが、これまで議会基本条例推進協議会で協議してきたわけであるが、この場で決したい。何か意見はあるか。

大野委員：反問の開始と終了を明確にするのは難しい。

関戸議長：執行機関から反問の発言があったときは議長が確認をする。議長が始まりと終わりを執行機関に確認し明確にする予定である。

水野議員：議員が執行機関の反問に対する答弁をはぐらす等議員に対する責務はないのか。

片岡副議長：第4条の議員の責務に規定してある。

水野議員：反問に対する答弁が適切でない場合、議長の議事整理権は規定しなくても良いのか。

大野委員：そもそも議場での議長の議事整理権は法に定められている。

木村委員：整理する必要があるケースとなったら議長は当然に適切な議会運営に努めることとなる。

関戸議長：そのとおりである。

木村委員：「このような可能性がある。」と仮定の案件を持ち出し始めたらいつまで経ってもルール作成が進まない。第4条に議員の責務が規定されているので、それを守らないのなら議長から注意が与えられる。

片岡副議長：議会基本条例推進協議会で何度も協議してきたはずだが。

関戸議長：これまでの協議の中で議論し意見を出し尽くして今日の決定に至っている。

木村委員：再度差し戻すか。

各委員：議論してきた。

水野議員：いや結構です。

梅村委員長：資料のとおりとして決したい。

議会事務局長：施行期日は4月1日で良いか。

梅村委員長：施行期日は令和6年4月1日とする。

関戸議長：今定例会で反問に関する事項が起きたならば、試行となるが要綱を基とした対応としたい。

(3) 委員会代表質問（申合せ事項）について

梅村委員長：字句の修正が2点あるが、資料向かって左側が議論を重ねた新たな申合せ事項となる。

各委員：異議なし。

議会事務局統括主査：議会運営委員会散会後に全議員に配付させていただきたいがよろしいか。

梅村委員長：委員会代表質問に係る申合せ事項は、資料のとおりとし、全議員に配付するものとする。

(4) その他

(本会議ライブ配信について)

大野議員（議会広報委員会委員長）：本会議ライブ配信について、議会広報委員会で決定した事項を報告させていただく。配信は1日に付き特定のURLで行うものとする。録画版を配信すると共にアーカイブ配信は削除する。配信に係る周知はホームページ新着情報やほっと情報メールを活用する。ライブ配信中の本会議休憩期間は、「ただいま休憩中」という表示のみとし1日約6時間流す形とする。チャット表示はしない。字幕表示も行い、3月定例会は職員向けに試行したい。字幕表示が上手くいくかわからないので、3月定例会はあくまで試行段階とご理解いただきたい。施行後にいつ本格稼働するかは議会基本条例推進協議会等で協議いただきたい。

(標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正について)

議会事務局統括主査：先日の議会基本条例推進協議会で資料を用いて全国市議会議長会が示した改正内容をご説明させていただいた。先日お示しした資料に加え修正が示された。今後も何かしら修正箇所が増えるかもしれない。

木村委員：改正は、情報が一定出た後で良い。

梅村委員長：慌てることもない。

大野委員：5月臨時会でも良い。

梅村委員長：議長会から示された情報で必要なものがあれば委員会に随時報告いただきたい。

(岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱について)

梅村委員長：「市議会サポーターの声」の回答作成や返答時期をしっかりとルール化しないと要綱の改正に繋がらないと考えるがいかがか。締切を含めた提出から公表までの流れをしっかりと作った上で要綱を精査していきたい。

大野委員：3月開催の議会基本条例推進協議会で協議して早ければその後の議会運営委員会で決定という運びと思う。

梅村委員長：議会基本条例推進協議会会長とも相談しながら進めていきたい。

12 その他

特になし